

川上北小学校 PTA は、川上北小学校の教職員と児童の保護者による任意の団体です。「子どもたちのため」「できる人が、できる時に、できることを！」をモットーに、会員同士が協力して活動しています。この数年、多様なご意見を取り入れながら、会員のみなさまと一緒によりいっそう負担なく参加しやすい PTA にするため、活動内容の見直しと規約の改正をおこなってきました。規約等については PTA ページ内の PTA ナビをご覧ください。



【川上北小学校のホームページ】

<https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/kawakamikita/>



そもそも PTA って何をしているの？
入会しないとどうなるの？

《PTA について》

PTA がしていること (例)	PTA に入会しない場合
【子どもたちの安全を守る活動】 登下校時の見守り・校区内の安全確認 入校証の作成・配布、見守り隊旗振り名簿の作成・配布 パトロール証・横断旗の配布	登下校時の見守り活動は、 会員・非会員に関わらず、 学校全体として取り組んで いる活動ですので全員で 担当します。
【子どもたちの過ごしやすい環境を整備】 カーテンクリーニング (業者委託)、運動会の警備委託 児童図書への購入、備品の購入等	児童は図書や備品を使用 できません (児童福祉賛同金 にご協力ください)
【学校行事への協力・参加】 運動会準備手伝い、記念品 (令和5年度はタオル)、 卒業記念品 (令和5年度は卒業証書ホルダー・ボールペ ン)、コサージュ等	全児童に配布されます (児童福祉賛同金にご協力 ください)
【イベント】 おはなしマム、おやじの会	全児童が参加できます
広報誌ささりんどう、各種お知らせの作成・発行	全児童に配布されます

*上記の内容は PTA 会費を原資としているため、今後非加入の方が増加した場合、縮小・廃止を検討する可能性があります。

《手続きについて》

* 次年度も会員継続する場合はご提出いただく書類はございません。

退会する場合は届出期間内に退会届の提出が必要です。

(1) 退会を希望する方は令和6年3月19日（火）までに、児童の学年・クラス・名前を明記の上、PTA宛てにメールでご連絡ください（pta@kawakamikita.com）。退会届を添付して返信します。

(2) お送りした退会届をプリントアウトして必要事項を記入、スキャンした上で、令和6年3月25日（月）までにメールに添付してお送りください（お写真はご遠慮下さい）。

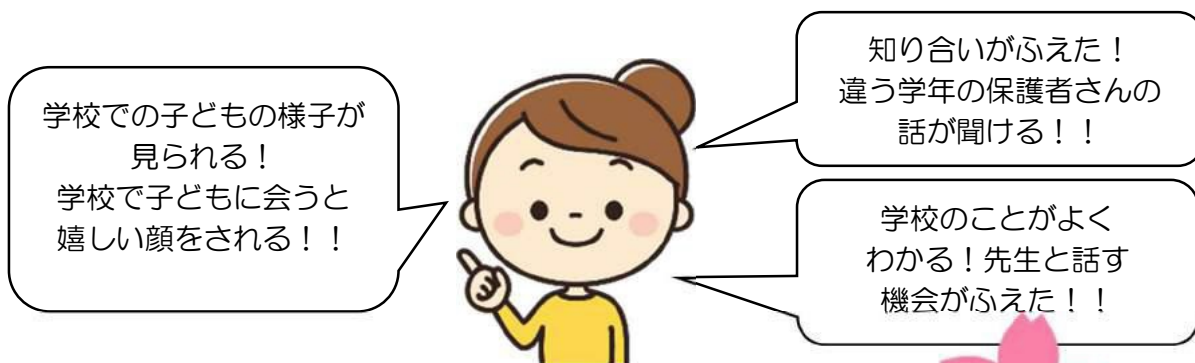
郵送の場合は令和6年3月25日（月）必着で以下の住所までお送りください。

紛失や渡し忘れを防ぐため、児童を通じてのやりとりはご遠慮ください。

【〒244-0805 横浜市戸塚区川上町63-1 横浜市立川上北小学校 PTA 宛】

* なお、次年度以降に新生の保護者の方が入会する場合は、入会届を提出していただきます。

* 非加入の方へ児童福祉賛同金（PTA 会費と同額※令和5年度は3,000円）のご協力をお願いする予定です。こちらは任意となりますが、ご理解ご協力をいただくと幸いです。



川上北小学校 PTA は今後もみなさまの善意で成り立つ団体でありたいと思っております。令和6年度も一緒に子どもたちの安全や笑顔を守り、学校生活を支えていきませんか？引き続き「会員」という形で温かく応援して頂けたら嬉しいです。みなさまのご協力を何卒よろしく願いいたします。

<お問い合わせ>・・・pta@kawakamikita.com までご連絡下さい。